

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (1) 地方創生

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
1	指定都市市長会 (国土交通省)	<b>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和</b> (公有地の拡大の推進に関する法律) 【政令改正】	公有地の拡大の推進に関する法律の手続により取得した土地について、都市計画の見直しで都市計画区域外となったものは、現行の法令に基づく利用が困難なため、利用制限を緩和する。	住民が利用する施設のために供することや、売却し別の事業の財源に充てるなど、資産の有効活用が図られることにより地方創生に資する。
2	釧路市、八王子市 (国土交通省)	<b>都市公園に設置できる施設に関する規制緩和</b> (都市公園法) 【政令改正】	都市公園に設置できる施設について、地域のニーズに合わせ、児童館、地域のコミュニティ活動の拠点となる施設を設置できるよう規制を緩和する。	子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や地域活動の活性化につながる。

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (1) 地方創生

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
3	富山県 (国土交通省)	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和 (建築基準法) 【法律改正】	下水道処理区域においてトイレを設置する場合は、污水管が公共下水道に連結された水洗トイレとしなければならないが、防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽に連結したトイレを整備することを可能とする。	災害により下水管が破損した場合に、短時間で復旧可能なトイレを確保することで、地域の状況に応じた災害に強いまちづくりが可能となる。
4	埼玉県 (国土交通省)	既存の住宅を寄宿舍に活用する場合、階段基準を住宅と同じ基準に見直し (建築基準法) 【政令改正】	既存の住宅をグループホームやシェアハウスなど寄宿舍に活用する場合、建築基準法上の階段基準を寄宿舍の基準から住宅と同じ基準に緩和する。 (階段けあげ:22cm以下→23cm以下、 階段踏面:21cm以上→15cm以上)	空き家の有効活用が図られるとともに、若者向け住宅の提供により、地域に若者を集めることが可能となる。

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (2) 一億総活躍社会の実現

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
5	特別区長会 (厚生労働省)	「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和 (障害者総合支援法) 【省令改正】	用地が限られた都市部において、「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の整備を促進するため、これらを同一の建物に合築することを可能とする。	「障害者向けグループホーム」の整備が進むことで地域共生社会の実現に資する。
6	滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し (老人福祉法) 【省令改正】	効率的な養護老人ホームの整備を進めるため、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、介護老人保健施設、病院及び診療所に加えて、養護老人ホームも可能とする。	サテライト型養護老人ホームの整備が進むことで、高齢者が安心して生活できる施設の確保に資する。

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (2) 一億総活躍社会の実現

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
7	島牧村 (厚生労働省)	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和 (指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について) 【通知改正】	小規模自治体においても必要に応じた介護保険サービスを効果的に提供できるようにするため、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを可能とする。	限られた施設を有効活用することで、高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けることが可能となる。
8	川口市 (総務省)	他自治体において退職した職員に係る再任用制度の規制緩和 (地方公務員法) 【法律改正】	現行法では再任用することができる職員は「当該地方公共団体の定年退職者等」に限られているが、県との人事交流により市立高等学校で勤務していた教職員など、他自治体において退職した職員を再任用できるようにする。	自治体にとっては優秀な人材を広く募ることが可能になるとともに、退職者にとっても多様な就業機会が確保され、一億総活躍社会の実現に資する。

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
9	兵庫県、川西市、 滋賀県、大阪府、 和歌山県、鳥取県、 徳島県、堺市、関 西広域連合 (内閣府、文部科 学省、厚生労働 省)	<b>幼保連携型認定こども園の 設備に関する基準の緩和</b> (就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に 関する法律) 【省令改正】	都市部では土地の確保が困難であり、国が定めた基準通りに園庭を整備することが困難なことから、その位置及び面積について、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直す。  都市部では土地や建物の確保が困難な場合があるため、3階以上に設置できる保育室等は、3歳未満を対象とするものに限られている現行の基準を、3歳以上についても可能となるよう見直す。	地域の実情に応じた基準を設定することにより、幼保連携型認定こども園の整備が促進され、待機児童の解消につながる。
10	箕面市、高知市、倉敷市 (内閣府、厚生労働省)	<b>子ども・子育て支援新制度下 における保育短時間制度の 見直し</b> (子ども・子育て支援法) 【法律改正】	保育標準時間と保育短時間を区分することによる保護者側の利点が少ない上、支給認定に係る市町村や事業者の負担が多く発生しているため、保育短時間制度を見直す。	市町村や事業者の事務負担が軽減されるとともに、経営の見通しが図られ、子ども・子育て環境の充実につながる。

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
11	宇都宮市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲 (施設型給付費等に係る処遇改善等加算について) 【通知改正】	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を、都道府県から指定都市・中核市へ移譲する。	都道府県の認定スケジュールに左右されることなく、指定都市・中核市が行う概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。
12	特別区長会 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長 (児童福祉法) 【省令改正】	家庭的保育事業等の食事について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が確保されていると認められる民間事業者からも搬入できるようにする。 また、併せて連携施設の確保を猶予する経過措置を延長する。	民間事業者のノウハウを活用して、保育の質を確保しつつ、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。また、経過措置の延長により、家庭的保育事業等への事業者の参入を促進する。

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
13	兵庫県、滋賀県、 和歌山県、鳥取県、 徳島県、堺市 (内閣府、厚生労働 省)	<b>病児保育事業に係る要件の 緩和</b> (病児保育事業実施要綱) 【要綱改正】	<p>国庫補助を受けて病児保育事業を実施する場合の要件を以下のとおり緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所等で病児保育を実施する際、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう要件を緩和する。</li> <li>・従来の体制より手厚い人員配置とした上で、ファミリーサポートセンター会員の配置でも可能とする。</li> </ul>	<p>人口の少ない地域や、区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域において、柔軟な人材の手当による病児保育事業の安定的な運営につなげることができ、地方における子育て環境の充実に資する。</p>
14	栃木県 (内閣府、厚生労働 省)	<b>一時預かり事業及び病児保 育事業の届出提出先の市町 村への変更並びに立入検査 事務の市町村への移譲</b> (児童福祉法) 【法律改正】	<p>一時預かり事業及び病児保育事業(市町村以外の者が実施するものに限る)の届出提出先を、都道府県から市町村に変更し、併せて立入検査権限を市町村に移譲する。</p>	<p>市町村が、事業の委託等から立入検査まで一体的に行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。</p>

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
15	東広島市 (内閣府、厚生労働省)	延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和 (児童福祉法) 【省令改正】	保育所等と放課後児童クラブが併設され、利用児童数が少ない場合に、延長保育事業と放課後児童健全育成事業の職員の兼務を認め、一体的に運用できるようにする。	利用児童数が少ない場合に限り、一体的な運用を認めることで、人材不足を解消し、利用者の利便性の向上や利用できるサービスの選択幅が広がる。
16	松山市、愛媛県及び県内市町、栃木県、広島市 (厚生労働省)	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等 (児童福祉法) 【省令改正】	<p>保育士や子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者、制度開始以前から同様の業務に従事している職員等について、受講科目の一部又は全部を免除する。</p> <p>研修の実施主体に指定都市を追加する。</p>	放課後児童支援員の確保が困難な中、一定の資質を有する人材が確保されやすくなり、人材不足が解消され、ひいては放課後児童クラブの充実に資する。

## 重点事項について

### ① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
17	大分市 (厚生労働省)	指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲 (児童福祉法) 【法律改正】	指定障害児通所支援事業者の指定及び業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限を、都道府県から中核市へ移譲する。	障害福祉サービス事業者の指定等は現在中核市で行っていることから、障害者、障害児向けサービスを一体的に行えるようになり、事業者の負担軽減やサービス向上につながる。
18	広島市 (厚生労働省)	民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し (児童福祉法) 【法律改正】	地域の実情に応じて、民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう、民生委員を兼務しない児童委員の委嘱規定を設ける。	児童委員がその業務に注力することができるため、児童委員の機能強化につながるとともに、民生委員の負担軽減が図られる。

## 重点事項について

### ② これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
19	兵庫県、滋賀県、 京都府、鳥取県、 徳島県 (環境省)	<b>国定公園における一定の 工作物の建築に係る環境 大臣との協議の廃止</b> (自然公園法) 【法律改正】  ※第2次分権一括法(平成23年8 月公布)により、同意を要する 協議から同意を要しない協議へ と変更している。	国定公園の特別地域内において、一定の要件(高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超)を超える工作物の新築、改築又は増築に係る都道府県知事の許可の際に必要な環境大臣との協議を廃止する。	国定公園の管理責任を持つ都道府県知事による許認可を迅速に行うことができ、地域の実情を踏まえた国定公園の適正な環境保全のための対策に資する。

## 重点事項について

### ③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
20	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (内閣府、総務省、国土交通省、個人情報保護委員会)	地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の利用が可能となるよう見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【規則改正】	地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、賃貸住宅管理事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の利用が可能となるよう見直す。	マイナンバー制度による情報連携の利用が広がり、住民の利便性向上、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。
21	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合、九州地方知事会 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、個人情報保護委員会)	地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】	地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の範囲を拡大する。 ①高等学校等就学支援金の上乗せ補助事務について生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加 ②医療費助成事務について地方税関係情報を追加	マイナンバー制度による情報連携の範囲が広がり、住民の利便性向上、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

## 重点事項について

### ③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
22	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合、九州地方知事会 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、個人情報保護委員会)	<b>マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し</b> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】	マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の範囲を拡大する。 ①特別支援学校への就学奨励事務について生活保護関係情報を追加 ②社会保障給付等事務について療育手帳関係情報及び外国人生活保護関係情報を追加 ③感染症入院患者の自己負担額認定等事務について地方税関係情報を追加	マイナンバー制度による情報連携の範囲が広がり、住民の利便性向上、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。
23	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合、京都府、九州地方知事会 (内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、個人情報保護委員会)	<b>マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し</b> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】	マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の利用が可能となるよう見直す。 ①高校奨学金事務の委託を受けた公益財団法人 ②公営住宅管理事務の委託を受けた指定管理者 ③公営住宅管理事務の委託を受けた管理代行者	マイナンバー制度による情報連携の利用が広がり、住民の利便性向上、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

## 重点事項について

### ③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
24	岐阜市、広島市、指定都市市長会 (厚生労働省)	生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和 (生活保護法) 【法律改正】	急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金について、不正受給の場合の返還金と同様に、被保護者から申出があった場合は、保護費との調整を可能とする。	被保護者は金融機関等での返還金納付手続きが不要となるとともに、返還金の未納の減少に資する。
25	岐阜県 (環境省)	鳥獣保護区における狩猟による捕獲の特例制度の創設 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律) 【法律改正】	鳥獣保護区内では全ての鳥獣の狩猟による捕獲が禁止されているが、保護区内における農林業被害の防止等を図るため、イノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲を可能とする制度を導入する。	一般の狩猟者が鳥獣保護区で狩猟による捕獲ができるようになることで、イノシシ・ニホンジカの捕獲がすすみ、農林業被害額の低減や、生態系への影響を抑止する効果が期待できる。

## 重点事項について

### ③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
26	指定都市市長会 (国土交通省、警察庁)	駐車場出入口設置に係る規制緩和 (駐車場法) 【政令改正】	駐車場の出入口を設置できないとされている「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」について、安全や交通渋滞の防止等の観点から、一定の場合、路外駐車場の出入口を設置できるよう規制を緩和する。	駐車場の出入口設置場所の選択肢が増えるため、より安全・円滑な道路交通が可能となり、地域のニーズに応じたまちづくりに資する。
27	石川県、伊丹市 (農林水産省)	地方公共団体が行う農業共済事業の義務付けの緩和 (農業災害補償法) 【法律改正】	農業共済事業の中で「必須事業」とされている「家畜共済」を、「任意事業」とするとともに、都道府県農業共済保険審査会の必置規制を見直す。	地域の実態に応じた共済制度の効率的運営が可能となる。

## 重点事項について

### ③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
28	兵庫県、洲本市、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、川越市 (厚生労働省)	<b>70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続きの簡素化</b> (国民健康保険法) 【省令改正等】	前期高齢者のうち高額療養費制度における自己負担限度額が後期高齢者(75歳以上の高齢者)と同一となる70歳から74歳の国民健康保険被保険者について、高額療養費の支給申請手続きが後期高齢者医療制度の被保険者と同様となるよう、簡素化する。	初回に申請を行えば、次回以降は申請がなくても高額療養費が支給されることになるため、70歳から74歳の高齢者の利便性が向上する。
29	豊田市 (総務省)	<b>マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止</b> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正】	住民が住所変更する際には地方公共団体において通知カードの券面事項の住所変更に係る追記が必要であるが、通知カードは個人番号の確認に用いるものであり、本人確認のために用いるものではないため、住所変更に係る追記事務を不要とする。	窓口業務の円滑な運用に伴う住民の待ち時間の短縮、地方公共団体の事務負担軽減や経費削減が期待できる。

## 重点事項について

### ③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	効果等
30	滑川市 (経済産業省、 国土交通省)	砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会の拡大 (砂利採取法) 【法律改正】	市町村長が、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき以外でも都道府県知事等に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができるよう見直しを行う。	砂利採取計画に基づき適正な採取が行われるよう、市町村が状況を把握し、土地や水資源の保全につなげる。
31	広島市 (厚生労働省)	市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大 (国民年金法) 【要綱改正】	市町村が行っている国民年金に関する住民からの申請受理等の窓口業務に関連して協力・連携事務として行う業務について、業務上必要な年金情報の確認に手間がかかるため、市町村において照会可能な年金記録の範囲を拡大する。	情報を迅速に確認できることで、住民サービスの向上に資する。

## 重点事項について

- ④ **27年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27年までの対応方針で28年以降の検討事項とされているもの、及び28年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの**

### **(1) 平成27年案件（フォローアップ）**

32. 旅館業に関する規制緩和(旅館業法)【政令改正】
33. 介護保険制度における調整交付金のあり方の見直し等(介護保険法)【法律改正等】
34. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)【法律改正】
35. 都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任(都市公園法)【政令改正】
36. 公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和(公営住宅法)【法律改正】
37. 土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等(国土利用計画法)【法律改正】
38. 介護支援専門員に対する指導監督事務の市町村への付与又は移譲  
(介護保険法)【法律改正】
39. 生活保護の要保護者の資産・収入等の効果的な調査の実施(生活保護法)【協力要請】
40. 公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化  
(公営住宅法)【法律改正】

### **(2) 平成26年案件（フォローアップ）**

41. 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(都市計画法)【法律改正】
42. 都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止(森林法)【法律改正】